二十八　指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)㈡の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療
イ　医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同章第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうち次に掲げるものを含む。）、同章第十部により点数の算定される手術及び同章第十一部により点数の算定される麻酔
(1)　第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの
㈠　脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）
㈡　摂食機能療法
㈢　視能訓練
(2)　第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
㈠　一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）
b　熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）
c　重度褥瘡処置
d　長期療養患者褥瘡等処置
e　精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置
f　爪甲除去（麻酔を要しないもの）
g　穿刺排膿後薬液注入
h　空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置
i　ドレーン法（ドレナージ）
j　頸椎、胸椎又は腰椎穿刺
k　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）
l　腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）
m　喀痰吸引
n　干渉低周波去痰器による喀痰排出
o　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸
p　摘便
q　腰椎麻酔下直腸内異物除去
r　腸内ガス排気処置（開腹手術後）
s　酸素吸入
t　突発性難聴に対する酸素療法
u　酸素テント
v　間歇的陽圧吸入法
w　体外式陰圧人工呼吸器治療
x　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
y　非還納性ヘルニア徒手整復法
z　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
㈡　救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　救命のための気管内挿管
b　体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
c　人工呼吸
d　非開胸的心マッサージ
e　気管内洗浄
f　胃洗浄
㈢　皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　皮膚科軟膏処置
b　いぼ焼灼法
c　イオントフォレーゼ
d　臍肉芽腫切除術
(4)　泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
b　後部尿道洗浄（ウルツマン）
c　留置カテーテル設置
d　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
(5)　産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　膣洗浄（熱性洗浄を含む。）
b　子宮頸管内への薬物挿入法
(6)　眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　眼処置
b　義眼処置
c　睫毛抜去
d　結膜異物除去
(7)　耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を含む。）
b　鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
c　口腔、咽頭処置
d　関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
e　鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
f　耳垢栓塞除去（複雑なもの）
g　ネブライザー
h　超音波ネブライザー
(8)　整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
(9)　栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a　鼻腔栄養
b　滋養浣腸
(3)　第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの
㈠　創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）
㈡　皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
㈢　デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）
(4)　爪甲除去術
(5)　瘭疽手術
(6)　風棘手術
(7)　外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）
(8)　咽頭異物摘出術
(9)　顎関節脱臼非観血的整復術
(10)　血管露出術